

山口市美術展覧会運営委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における美術の振興と普及を図り、もって市民文化の向上に寄与することを目的に行う山口市美術展覧会（以下「市美展」という。）の円滑な実施、運営のため、山口市美術展覧会運営委員会（以下「委員会」という。）を設置し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議の上、実施するものとする。

- (1) 市美展の開催日程等に関すること。
- (2) 市美展作品公募に関すること。
- (3) 第6条の規定により組織する委員の選定に関すること。
- (4) 市美展の表彰に関すること。
- (5) 市美展の啓蒙・啓発に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市美展の運営に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は9人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する者をもって組織する。

- (1) 芸術分野における識見者
- (2) 山口文化協会会長
- (3) おごおり文化協会会長
- (4) 山口市教育委員会教育長
- (5) 山口市交流創造部長

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

3 委員に欠員を生じた場合には、その後任として委嘱した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成)

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1項の規定により市長が委嘱した委員のうちから互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、審議する内容によって、委員以外の者を会議に出席させ、発言を求め、又は意見を聴取することができるものとする。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審査会の設置)

第6条 市美展への応募作品の選評審査を行うため、委員会に山口市美術展覧会審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、山口市交流創造部文化交流課で行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び審査会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。